

10 骨子案(山梨県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する条例(仮称))

関係省令	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第十八号)
------	--

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】

基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
	趣旨(第1条)	(非常災害対策) ・本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。
参	基本方針(第2条)	
参	構造設備の一般原則(第3条)	
参	設備の専用(第4条)	① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。
従	職員の資格要件(第5条)	② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
従	職員の専従(第6条)	③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。
参	苦情への対応(第6条の2)	
参	非常災害対策(第7条)	
参	帳簿の整備(第8条)	・施設利用者の人権尊重の徹底を図ること、施設利用者への虐待防止の徹底を図ること及びこれらに対する施設職員の資質向上のための研修機会の確保を図ることが極めて重要であるとの認識から、本県独自の規定として「人権擁護、虐待防止等」についての規定を設ける。 ・その他については、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。

【救護施設】

基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
標・参	規模(第9条)	省令を上回る基準を制定する実情もないことから、省令どおり規定する。
従・参	設備の基準(第10条)	
従	サテライト型施設の設備の基準(第10条の2)	
従	職員の配置の基準(第11条)	
参	居室の入所人員(第12条)	
参	給食(第13条)	
参	健康管理(第14条)	
参	衛生管理等(第15条)	
参	生活指導等(第16条)	
参	給付金として支払を受けた金銭の管理(第16条の2)	

【更生施設】

基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
標・参	規模（第17条）	・本県には、更生施設がなく、また省令を上回る基準を制定する実情もないことから、省令どおり規定する。
従・参	設備の基準（第18条）	
従	職員の配置の基準（第19条）	
参	生活指導等（第20条）	
参	作業指導（第21条）	
参	準用（第22条）	

【授産施設】

基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
標・参	規模（第23条）	・本県には、授産施設がなく、また省令を上回る基準を制定する実情もないことから、省令どおり規定する。
参	設備の基準（第24条）	
従	職員の配置の基準（第25条）	
従	工賃の支払（第26条）	
参	自立指導（第27条）	
参	準用（第27条の2）	

【宿所提供施設】

基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
標・参	規模（第28条）	・本県には、宿所提供施設がなく、また省令を上回る基準を制定する実情もないことから、省令どおり規定する。
従・参	設備の基準（第29条）	
従	職員の配置の基準（第30条）	
参	居室の利用世帯（第31条）	
参	生活相談（第32条）	
参	準用（第33条）	